特集

## 協同労働という働き方

とみざわ けんじ 富沢 賢治

聖学院大学大学院・教授

## 1.協同労働とは

協同労働とは、広義には、複数の人が協力しあって仕事をすること、協業(co-operation)を意味する。狭義には、複数の人が自主的に(他者の支配の下ではなく)協力しあって仕事をすることを意味する。

今日国際的な規模で社会的に問題とされているのは、狭義の意味における協同労働である。資本主義社会における基本的な労働は、雇用されて働く労働、賃金労働なので、雇用されないで働く協同労働の意義と可能性が社会的に問題視されているのである。

雇用されないで働く労働者の組織として労働者協同組合(workers' co-operative)がある。労働者協同組合とは、労働者が所有権と管理権をもつ協同組合である。別言すれば、協同組合原則にもとづいて運営される労働者の自主管理企業である。労働者協同組合の事業は、産業部門を問わず、生産、サービス、流通、販売、信用、文化など多岐にわたる。どのような事業を営もうとも、その事業を営む人びとが自分たちで出資し、所有し、

管理し、かつ事業が協同組合原則(1人1票制による民主的運営、出資金に対する配当の制限など)にもとづいて運営されるかぎり、その事業体は労働者協同組合と称されうる。そこで働く労働者は、出資をし、経営責任を持つ労働者であり、雇用されないで働く協同労働者である。

労働者協同組合が協同組合運動の主流を占めるスペインでは、労働者協同組合は法制上「協同労働の協同組合」(Cooperativa de Trabajo Asociado)と称されている。

日本労働者協同組合連合会は、この「協同労働」というスペインの言葉を重視する一方、労働者と利用者と地域住民が協力しあうイタリアの社会的協同組合から大きな示唆を受け、たんに労働者同士の協同だけではなく、労働者と利用者と地域住民の三者の協力をも包み込む意味合いで、以下のように「協同労働」という言葉を用いている。

「協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、 みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち 合って、人と地域に役立つ仕事を起こす協同組合 で、『協同労働』とは、働く人どうしが協同し、 利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働で す。」「働く者同士の協同、利用者・家族との協同、 市民・地域・行政との協同。私たちがいつも心が

けているのが、この『3つの協同』です」(日本 労働者協同組合連合会『協同労働の協同組合、 2008~2009』、2ページ)。

日本労働者協同組合連合会が取り組む主要な事 業として高齢者介護がある。十分な高齢者介護を 行うためには、「介護者同士の協同」と「被介護 者・家族との協同」と「市民・地域・行政との協 同」という「3つの協同」が不可欠となる。介護 労働の実践から「3つ協同」というコンセプトが 生まれるのは、ごく自然な成り行きである。

「3つの協同」は、たんに介護労働に限られず、 すべての産業分野において必要とされる協同であ る。第3次産業の健全な成長発展のためには、サ ービス提供者とサービス受容者と行政の協同が不 可欠である。第1次産業と第2次産業においても、 生産者と消費者と行政の3者の連携が今後ますま す重要となることは、否定できない。

経済成長を単に量的に見るだけでなく健全な経 済成長を図るためには、市場の自由原理に頼るだ けでなく、生産者、消費者、行政の3者の連携に よる調整が必要とされるのである。

「3つの協同」の基礎をなすのは、「働く者同 士の協同」である。「働く者同士の協同」という 土台がしっかりしなければ、その上に築かれる 「利用者・家族との協同」も「市民・地域・行政 との協同」も十分なものになりえない。その意味 で「働く者同士の協同」の確立は、一国の経済の あり方を左右する根本的な課題となる。

では、「働く者同士の協同」は、どのようにし て実現できるのか。かつては国家指導型計画経済 体制の確立による「働く者同士の協同」の実現が 試みられた。しかし、その試みは失敗に終わった。 「働く者同士の協同」は、政治革命によって一挙 に実現するものではなく、働く者自身が地道に築 いていくものである。

以下本稿では、協同労働を「複数の人が自主的

に(他者の支配の下ではなく)協力しあって仕事 をすること」と定義したうえで、その歴史と現代 的意義を考察しよう。

## 2.協同労働の歴史

19世紀以来、多くの資本主義国で賃金労働者は 労働組合を組織し、失業者たちは労働者協同組合 を組織した。失業者たちは、仕事がないために自 分たちで資金を出し合って仕事をつくりだしてい ったのである。しかし、ほとんどの労働者協同組 合は失敗に終わった。イギリスの協同組合運動の 歴史と現実を調査したベアトリス・ウエッブは、 はやくも19世紀末に、労働者協同組合に成功の可 能性はない、と結論した。それ以来、労働者には 資金も経営能力もないから労働者協同組合は成功 しえないとする見解が通説となった。

しかし、20世紀後半になると、スペインのモン ドラゴン協同組合をはじめとして世界各地におい て労働者協同組合運動が発展しはじめ、労働者協 同組合は成功しえないとするウエッブ・テーゼは 再検討を迫られるようになった。

とりわけモンドラゴン協同組合の成功は、世界 的に注目された。

モンドラゴン協同組合群の創始と発展に大きく 貢献したのは、ドン・ホセ・マリア・アリスメン ディアリエタである。彼は、1941年に26歳でスペ イン・バスク地方のモンドラゴンにある教会の副 司祭に任命された。人口約8千人の当時のモンド ラゴンは、町全体が荒廃した状況にあった。とり わけ失業が大きな社会問題となっていた。若き神 父は、まちづくりの担い手を育てるために1943年 に小さな職業訓練学校を開設した。

56年、5人の卒業生が小さな石油ストーブ製造 工場「ウルゴール」を設立し、その後3年間に6

つの協同組合が設立された。その段階でアリスメンディアリエタは、資金問題と共済問題の解決、および協同組合グループ全体の指導機関の必要性を強調して、59年に協同組合金融機関である労働人民金庫を設立した。その後、労働人民金庫は、労働者協同組合の新設と経営指導に積極的に取り組んでいった。労働者協同組合のネットワークは、発展を続け、協同労働の就業の場を拡大していった。

今日(2006年現在)のモンドラゴン協同組合は、107の協同組合(製造、流通、金融、共済、研究教育など)約126の子会社、7つの国際サービス組織など、総計250の企業・組織の連合体となり、全体としてモンドラゴン協同組合コーポレーション(MCC)と称されている。MCC全体で労働者は83,601人、海外の生産工場は65、事業高は、製造業が約1兆1,000億円、流通業が約1兆400億円となっている(津田直則「協同組合における連帯と自主管理」『桃山学院大学経済経営論集』49-4、2008年、139ページ)。

労働者には資金も経営能力もないから労働者協同組合は成功しえないとする通説を覆して、モンドラゴン協同組合の労働者たちは、資金と経営能力を労働人民金庫に集中し、労働人民金庫を核にして見事な労働者協同組合ネットワークをつくりあげていった。労働者の資金と経営能力に関する状況は、ウエッブの時代と異なってきたのである。

労働者によるこのコングロマリット形成を可能 とした第1の要因は、労働者協同組合の理念の明 確性である。

87年に採択された「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」は、モンドラゴン協同組合の基本的なあり方を規定する「憲法」とでも言うべきものである。とりわけ下記の第3原則「労働主権」は、一国の憲法における「国民主権」にも似て、労働者協同組合の特性を明確に示している。

「モンドラゴン協同組合は、労働が自然と社会 と人間を変革する基本的な要素と考え、以下のと おり行う。

- (a) 賃金労働者の系統的雇用をしない。
- (b) 協同組合企業の組織においては労働に完全 な主権を付与する。
- (c) 生産された富の分配においては、その基本 的な取得権は労働に存する。」

モンドラゴン協同組合グループ理事会の議長として「モンドラゴン協同組合の実験の基本原則」の作成にリーダーシップを発揮したホセ・マリア・オルマエチェアは、「モンドラゴン協同組合の実験を規定する基本的な特質は、労働の協同化である。これこそ私たちのグループが世界の協同組合にもたらしている基本的な要素である」と述べている(富沢賢治『社会的経済セクターの分析

民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、133ページ)。

モンドラゴン協同組合の成功の第2の要因は、 金融組織を核とする企業ネットワークの協力体制 の確立である。第3の要因は、地域社会の力強い 協力を得て、3つの協同がうまく機能した点に見 られる。

1970年代以降の世界資本主義の動揺のなかで、スペインだけでなく多くの国で労働者協同組合が組織されていった。ヨーロッパでは、欧州共同体(EC)内の労働者協同組合の組合員数は70年代に2.5倍に増えた。組合数は、イタリアでは74年の4,860から81年の11,203と2倍強になり、フランスでは70年の約300から84年の約1,400と4倍強になり、イギリスでは77年の75から85年の1,050と14倍化した。

70年代以降、日本でもいくつかの団体が労働者協同組合運動に取り組んだが、その典型は中高年雇用・福祉事業団の活動に見ることができる。事業団は、失業対策事業に従事する労働者を組織し

た労働組合である建設一般全日自労のイニシャテ ィブで組織された労働者協同組合である。71年、 失業対策事業への新規就労の打ち切りという労働 省の施策に直面して、全日自労は、失業者自身が 就業の場をつくる事業団運動を始めた。この結果、 地方自治体が仕事を出し、その仕事を労働者が管 理運営するという「事業団方式」が生み出され、 79年には中高年雇用・福祉事業団全国協議会が結 成された。今日の日本労働者協同組合連合会の前 身である。

国際協同組合同盟の1980年大会の報告『西暦 2000年における協同組合』においては、「労働者 協同組合は、各種協同組合のなかの単なる一組織 ではなくなっており、労働者が同時に所有者とな る新しい産業民主主義の基本的構造を形成してい る」と評価された。

その後の日本における労働者協同組合の歴史と 労働者協同組合の法制化運動の現状については、 本誌の別稿で詳論されるであろう。

## 3.現代における 労働者連帯のあり方

協同労働という働き方は、現代における労働者 連帯のあり方と深く関連する。従来の労働運動は、 労働組合運動を中心に展開されてきた。労働組合 は賃金労働者を守るための組織である。日本の労 働組合は、多くの場合、正規労働者を中心に組織 されてきた。しかし今や、日本の労働組合は、正 規労働者を守るだけの運動を展開するだけでは労 働組合運動全体を発展させえないことを認識して、 賃金労働者全体の利益を守る運動への転回を指向 しつつある。

しかし、労働者の連帯を強化するためには、賃 金労働者の連帯強化だけでは十分でなく、現代に おける労働の多様性に注目する必要がある。労働 者は賃金労働者だけではない。労働者は本源的に は「労働する者」という意味である。

「労働する者」という観点から現代の労働者を 見ると、賃金労働者と自営業者のほかに、協同労 働者がいる。賃金労働者、自営業者、協同労働者 は、市場内で働く労働者であるが、市場外で働く 労働者を加えれば、主婦などの家庭内労働者も 「労働する者」としてとらえることができる。

現代における経済のグローバリゼーションと生 活の社会化の進展の結果、これらの多様な労働者 は、共通の社会環境のなかで生活し、共通の社会 問題に直面している。共通の社会問題を解決する ためには、多様な労働を担う多様な労働者の間の 連帯が必要となる。「われらは、分割により倒れ、 連帯により立ち上がる」という労働組合運動の伝 統的なスローガンは、今日、賃金労働者だけでな く、労働を担う者すべてにとって重要な意味をも つ。

このような状況下で「労働」という概念の再検 討が必要とされている。

労働という観点から人間の特性を見てみよう。 人間は自己の労働によって自己を形成していく。 自分の労働が、自由意思に基づくもの(自発的な もの)であることが、人間が人間であるための条 件となる。

しかしながら、資本主義社会では、賃金労働者 は、給料と引き換えに自分の労働を雇い主の支配 下におくことになる。労働者の労働が他者の支配 下におかれ、自分に対してよそよそしい関係にな る労働疎外が発生しうる。自分の労働が自発的な ものであることが、自由な人間であることの条件 であるとするならば、労働疎外のもとにある人は、 自由な人間であるとは言えない。

労働が真に解放されるためには、労働力が買い 手のものではなく、労働者自身のものとならなく てはならない。

労働者が自分の労働力を売り渡すのではなく、 自分の労働力として自発的に労働に従事すること を可能にする組織としては、ボランティア組織と 労働者協同組合がある。ボランティア労働は、そ の言葉が示すように、自発的労働そのものである。 ボランティア労働者は、自発的労働を通して人間 的発達をはかる。労働者協同組合で働く労働者は、 自分の労働力を売り渡すのではなく、働く仲間と の協同労働を通して人間的発達をはかる。

つぎに、労働者を生活者という視点から捉えか えしてみよう。

労働者は生活者である。H.アーレントは、人間行動を3類型に分けている。すなわち、耐久性のない消費財の生産活動としてのレイバーと、耐久性のある対象物の生産活動としてのワークと、他の人に働きかける活動としてのアクションである(H.アーレント、志水速雄訳『人間の条件』中央公論社、1973年)。労働者を生活者という視点から再把握する場合、労働をレイバーとしてとらえるだけでなく、ワークとアクションという視点を含めて把握し、3者の連関を明らかにする必要がある。

3者の連関を明らかにするために、あえて大別するならば、賃金労働者と自営業者が、主として生活に必要なものとサービスを提供する労働(消費財の生産活動としてのレイバー)に携わり、家庭内労働者が、主として人間の生産と再生産に携わる労働(耐久性のある対象物の生産活動としてのワーク)を担うとすれば、協同労働者は、主として3つの協同労働(他の人に働きかける活動としてのアクション)を担う主体だと言えよう。

「3つの協同」という観点から見るならば、労

働者協同組合の労働者は、 仕事仲間に働きかけるアクションを通して生活手段の生産とサービスの提供(レイバー)に携わり、 生産・サービスの受容者に働きかけるアクションを通して生産者と利用者との協同をつくりだし、さらに 「市民・地域・行政」に働きかけるアクションを通して、よりよい地域社会をつくりだすというワークに携わっていると言える。

このような観点からすれば、現代における労働者連帯のあり方としては、賃金労働者の連帯に限定されず、自営業、家庭内労働、協同労働など、多様な労働に携わるすべての者の労働者連帯によって共通の社会問題の解決を図るという方針が重要となる。

多様な労働に携わるすべての者の労働者連帯を 強化するためには、連帯の触媒となりうる協同労 働者間の連帯が強化されなくてはならない。日本 においては、労働者協同組合で働く労働者とワー カーズ・コレクティブで働く労働者との連帯の強 化が必要である。法制度の問題に関しては、日本 の法制度上いまだに不在である労働者協同組合法 を成立させなくてはならない。労働者協同組合と ワーカーズ・コレクティブおよび「協同労働の協 同組合法」については、本誌掲載の別稿を参照さ れたい。労働者協同組合で働く労働者とワーカー ズ・コレクティブで働く労働者との連帯が強化さ れ、「協同労働の協同組合法」が成立するならば、 日本における協同労働の社会的認知度は格段に高 まり、その状況がひいては多様な労働に携わるす べての者の労働者連帯を進展させることに役立つ ことは、確実であろう。